

事業に役立つ！事務所通信

経営者保証に依存しない融資の取組事例

令和 4 年 12 月に金融庁、経済産業省・財務省が連携して、「経営者保証改革プログラム」が策定、公表されました。

この目的は、「経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため」ですが、銀行や信金、信組といった金融機関の現場では浸透しているのでしょうか。皆さまの会社は取引銀行からそうした動きを感じていますでしょうか？

感じている会社、全く感じていない会社など様々と思います。

私も支援先を通して各金融機関、支店の温度差を感じます。

6 月 27 日に「経営者保証改革プログラム」を受けて金融機関が実施した経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例として、金融庁にて収集しまとめた『「経営者保証改革プログラム」を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集』が発行されました。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240627-2/01.pdf>

この事例集では 35 の事例がまとめられていて、具体的に金融機関がどのような取組みをしているか知ることができます。

今回は、この事例集から抜粋してお伝えします。こうした事例があることを知っておくことで、取引銀行と上手に交渉して自社が受けている融資から経営者保証を外してもらうという動きにつなげることができるかもしれません。ぜひ、この機会にしてください。

■ 正常先へのプロパー融資対応

債務者区分が「正常先」の会社に対するプロパー融資を原則無保証とする金融機関が増えています。

某大手信金は当然のように経営者保証を徴求しますのでこの取組みは素晴らしいことです。

【事例 8 信用金庫】

- **正常先**は、経営が破綻する可能性が低いと判断されることから、**原則としてすべて経営者保証不要**とした。
- 要注意先以下は、ア) 延滞の有無、イ) 債務超過の有無、ウ) 条件緩和の有無、エ) 経営支援の有無、を点検し、一つでも該当する場合は、ガイドラインの趣旨に基づく判定を行い、経営者保証の要否を検討することとした。

【事例 9 信用金庫】

- 一部の例外を除き、**原則として経営者保証を求めない**方針を定め、取組方針として公表した。
- 加えて、信用保証協会保証付の貸出等を含み、**連帯保証人を徴求する場合は全て本部稟議とする**ことにより、経営者保証の必要性について本部において検証を行うこととした。

【事例 11 地域銀行】

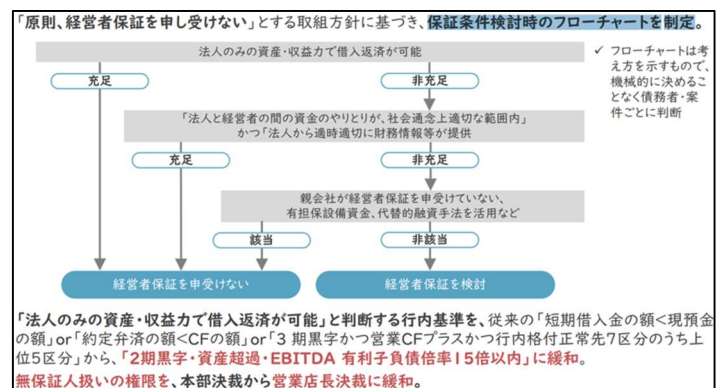
- 正常先の中で最下位以外の区分は、**原則として経営者保証を求めない**こととした。また、正常先最下位区分であっても、経常運転資金を除く**短期資金は**、上位 5 区分と同様に**原則として経営者保証を求めない**こととした。

正常先の中でもさらに細分化して判断していたり、信用保証協会の保証付融資の判断についても様々ですが、〈事例 9〉の連帯保証人を徴求する際には、本部稟議となるというのはすごいことです。連帯保証人を外す時に本部稟議となるのはわかりますが、流れが大きく変わってきている現れの一つでしょう。

■ 保証条件検討時のフローチャートを制定

どのようなケースであれば経営者保証を徴求しないかの判断のためのフローチャートを制定した地域銀行の例です。機械的な判断ではないとしていますが、分かりやすい判断ポイントが明確になっていることは債務者にとっても良いことです。

【事例 13 地域銀行】



※小さいので前出の URL から PDF 資料をご確認ください。

■ コバナンツ付保証契約の活用

「コバナンツ」とは融資契約における債務者側の義務や制限などの特約条項のことを指します。このコバナンツを活用して経営者保証をつけないものの、一定の制限条項を付けてリスクヘッジしている例もあるようです。具体的には、2 つのパターンがあります。

【事例 19,20,21 信用金庫、地域銀行】

◆ 停止条件付保証契約

⇒コバナンツに抵触したら経営者保証を付ける。

◆ 解除条件付保証契約

⇒コバナンツが一定期間遵守されたら経営者保証を外す。

以上、抜粋してご紹介しましたが、こうしてみると確実に変化が起きていることが分かります。各金融機関の温度差はありますが、取引銀行に保証見直しの打診をしてみても良いでしょう。

ただし、原則的には、「経営者保証ガイドラインの 3 要件」である、**1) 法人・個人の区分、分離**、**2) 財務基盤が強固**、**3) 適時適切な情報開示**の 3 点をクリアすることが求められます。弊所では財務改善、銀行取引のご支援・ご相談を承っておりますので、いつでもお気軽にご連絡ください。

【連絡先】

たかしま行政書士事務所 045-642-5154